

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2452号

平成25年3月12日火曜日 第2452号

◇ 目 次 ◇
告 示

救急病院の協力申出	(医療対策課)109
保安林の指定	(森林整備課)109
漁業の許可又は起業の認可の申請期間(2件)	(水産課)109
都市計画の変更(一部変更)(9件)	(都市計画課) 110
都市計画の変更(名称変更を伴う一部変更)(7件)	
道路の供用開始(県道今治波方港線)	(東予地方局今治土木事務所) 112
道路の供用開始(県道大洲長浜線)	(南予地方局大洲土木事務所) 112
公営企	業公告
定位脳放射線治療装置の購入	(公営企業管理局総務課) 112
コパルト60遠隔治療用密封線源の購入	
正	誤
平成25年 2 月15日付け第2445号愛媛県告示第126号(義務付保の同意を求め	るための事前届出及び指定漁船調書の縦覧)中(水産課) 115

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

#### 告 示

## ○愛媛県告示第201号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
広瀬病院	ŧ	今治市技	≢志 1 番26	号	医療法人陽成会	平成28年 3月4日 まで
循環器科	林病院	新居浜市	市中西町 6	番46号	医療法人健生会	平成28年 3月4日 まで

## ○愛媛県告示第202号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、 次のように保安林の指定をする。

平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

西予市三瓶町和泉字ツゴウ甲2の1、甲2の5、乙578、乙579の1、乙579の2、乙582の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ツゴウ乙582の1(次の図に示す部分に限る。)、甲2の1、甲2の5、乙579の1、乙579の2

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第203号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成25年3月12日から25日まで

## ○愛媛県告示第204号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起 業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成25年3月12日から25日まで

#### ○愛媛県告示第205号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・4・15 勝山町湯渡線

------

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

#### ○愛媛県告示第206号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・4・30 北久米和泉線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

#### ○愛媛県告示第207号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 松山広域都市計画道路 3・4・34 高浜高岡線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

## ○愛媛県告示第208号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・5・43 本町南吉田線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

#### ○愛媛県告示第209号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 松山広域都市計画道路 3・5・48 道後松山港線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

#### ○愛媛県告示第210号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 松山広域都市計画道路 3・5・50 山西町線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

## ○愛媛県告示第211号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 松山広域都市計画道路 3・5・51 祓川大可賀線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

## ○愛媛県告示第212号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 松山広域都市計画道路 3・5・52 三津浜駅松山港線
- 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

#### ○愛媛県告示第213号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・4・71 河原下難波線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

## ○愛媛県告示第214号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

-111.-C.111--111.-C.111--111.-C.111--111.-

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
松山広域都市計画道路	松山広域都市計画道路
3·3·7 土橋町千足線	3 · 3 · 7 藤原千足線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 松山市土橋町及び藤原町の各一部

## ○愛媛県告示第215号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
松山広域都市計画道路	松山広域都市計画道路
3 · 5 · 41 持田町小栗線	3·5·41 持田町室町線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 松山市小栗一丁目、小栗三丁目及び室町一丁 目の各一部

## ○愛媛県告示第216号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
松山広域都市計画道路	松山広域都市計画道路
3 · 4 · 55 道後桑原線	3 · 5 · 55 道後線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 松山市道後姫塚、上市二丁目、石手五丁目、石手四丁目、東野一丁目、正円寺一丁目、樽味三丁目、正円寺四丁目及び桑原三丁目の各一部

#### ○愛媛県告示第217号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
松山広域都市計画道路	松山広域都市計画道路
3·4·55 道後桑原線	3 · 4 · 57 東野桑原線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 松山市道後湯之町、道後公園、道後姫塚、上市二丁目、石手五丁目、石手四丁目及び東野 一丁目の各一部

## ○愛媛県告示第218号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
南予レクリエーション都市計画道路	宇和島都市計画道路
1・4・2 宇和島宇和線	1 · 4 · 2 宇和島宇和線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 宇和島市高串、光満、三間町務田、三間町曽根、三間町成家、三間町則及び吉田町立間の
- (2) 削除する部分 宇和島市高串、光満、三間町務田及び三間町 曽根の各一部

## ○愛媛県告示第219号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
南予レクリエーション都市計画道 路 3・4・29 高田岩松線	宇和島都市計画道路 3・5・29 高田岩松線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 宇和島市津島町高田及び津島町岩松の各一部

# ○愛媛県告示第220号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づ

き、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
宇和都市計画道路	西予都市計画道路
1 · 4 · 1 宇和島宇和線	1・4・1 宇和島宇和線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 西予市宇和町下川、宇和町皆田、宇和町稲生、 宇和町卯之町5丁目及び宇和町明石の各一部
- (2) 削除する部分 宇和島市三間町曽根、三間町成家、三間町則、 吉田町立間、西予市宇和町下川、宇和町皆田、 宇和町稲生、宇和町卯之町5丁目及び宇和町 明石の各一部

#### ○愛媛県告示第221号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	今流	台波方港	巷線		今治市中堀四丁目227番12から 同市中堀四丁目238番4まで						平成25年 3 月12日

#### ○愛媛県告示第222号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	大	洲長浜	線	大洲市長浜町仁 同市長浜甲19番		3 から					平成25年 3 月13日

## 公営企業公告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年3月12日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

定位脳放射線治療装置の購入

(2) 購入物品名及び数量

定位脳放射線治療装置 1式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成26年3月20日まで

(5) 納入場所

愛媛県松山市春日町83番地 愛媛県立中央病院新本院

#### (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨 てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当 する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成25年度の製造の請負等に係る一般競争 入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当 するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出方法等
- (1) 提出書類及び入札書の提出方法 電子入札システムによる。
- (2) 入札書の受領期限 契約条項及び入札説明書の掲載場所 愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。 http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限 平成25年4月8日(月)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成25年4月22日(月)から平成25年4月23日(火)までの電子入札システム稼動時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、4月23日は午前10時59分まで))。

紙入札による場合は、平成25年4月23日(火)午前10時59分まで。

(5) 開札の日時及び場所 平成25年4月23日(火)午前11時00分 愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

電話 (089) 912 - 2794

#### 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規 定による

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成25年4月8日(月)午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説 明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否 \_

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規 定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Stereotactic Radiotherapy System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:59 a.m., 23 Apr 2013
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4, 4, 2, Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790, 8570, Japan

TEL 089 912 2794

## 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年3月12日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

コバルト60遠隔治療用密封線源の購入

(2) 購入物品名及び数量

コバルト60遠隔治療用密封線源 1式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、搬出(旧線源の搬出を含む。)、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成26年3月20日まで

(5) 納入場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院新本院

(6) 入札方法

入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成25年度の製造の請負等に係る一般競争 入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当 するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第4条の規定に基づき販売の業の届出をした者であること。
- 3 入札書の提出方法等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話 (089) 912 - 2794

(2) 入札書の受領期限

平成25年4月22日(月)午前11時00分

(3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付期間

公告の日から平成25年4月8日(月)まで。ただし執務時間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後

5時15分までをいう。以下同じ。)に限る。

(4) 開札の日時及び場所

平成25年4月22日(月)午前11時00分

愛媛県公営企業管理局大会議室(愛媛県庁第二別館2階)

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に 関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一 般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業 者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に 準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。 電送による提出は認めない。

(6) 郵便等による入札の取扱い

郵便等による入札の場合は、入札書は、平成25年4月19日 (金)午後5時15分までに(1)に掲げる場所に必着のこと。

#### 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規 定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す「入札書のほかに提出する書類」を、平成25年4月8日(月) 午後5時00分までに3(1)に掲げる場所へ提出し、審査の結果、 適当と認められなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、 説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければなら ない。
- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規 定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Sealed source for 60Co teletherapy, 1 set

- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 22 Apr 2013
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4, 4, 2, Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790, 8570, Japan

TEL 089 912 2794

# 正 誤

# ○正 誤

平成25年2月15日付け第2445号愛媛県告示第126号(義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧)中

ページ	箇 所	誤	正
70	(東予地方局産業 経済部今治支局管 内)表 発起人の住所及び 氏名欄中 上から5段目	下村 新三	大林 新三

平成25年 3 月12日 発行 115